

令和8年度 神戸ビジネスプログラム運営業務 委託仕様書

1. 事業目的

神戸経済の持続的な成長を目的として、行政・地域の課題解決や地元企業の高付加価値化を達成していくために、イノベーションを起こし得る企業・スタートアップ等を国内外から呼び込み、課題解決の担い手とすることや、地元企業との協業を進めていく必要がある。本事業では、市内企業やスタートアップが抱える課題を解決するため、新たなビジネスの立ち上げにかかる必要なサポートを提供し、解決と社会実装を図る。

2. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 概要

(1) コース

本事業では、以下の4コースを対象とし、年間を通して実施する。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ①行政課題解決コース | ・・・ 行政×スタートアップによる課題解決 |
| ②新規事業開発コース | ・・・ 神戸市の市内企業やスタートアップ等による新規事業開発 |
| ③AI特化型支援コース | ・・・ AIをテーマとしたプロダクト開発支援 |
| ④バリューアップコース | ・・・ 市内企業を主催者としたアクセラレーションプログラムの推進 |

(2) スケジュール

	①行政課題解決コース	②新規事業開発コース	③AI特化型支援コース	④バリューアップコース
4月	課題募集(※) 課題ヒアリング	(4)参加者企業募集開始		(10)参加企業募集開始
5月	課題選定(※)		(6)参加者募集開始	
6月	(1)スタートアップ募集			
7月	(1)スタートアップ選考・決定		(6)審査会の実施・採択者決定	
8月		(5)セミナー等の実施		
9月		(9)審査・評価		
10月	(2)実証期間			
11月			(7)伴走支援実施	
12月			(8)プロダクト開発支援	
1月	(3)実証振り返り、 中間報告書提出		(9)審査・評価	
2月				(12)実証振り返り、 中間報告書提出
3月			(13)事業振り返り、事業総括報告書の提出	

※①課題の募集・選定は神戸市にて行うこととし、委託事業者の業務には含めない。

(3) 契約金額の上限

合計45,000,000円（消費税・地方消費税含む）

（内訳）

①②④ : 25,000,000円（消費税・地方消費税含む）

③AI特化型コース : 20,000,000円（消費税・地方消費税含む）

なお、運営にかかる経費は上限10,000,000円（消費税・地方消費税含む）とし、残額は企業支援の費用に充てること。

4. 事業内容詳細

運営体制と役割

- ・本事業では、受託者と神戸市共同で運営業務を行うものとする（運営事務局の設置）。
- ・受託者は本事業の窓口となるプログラムマネージャーを1名以上設置する。プログラムマネージャーは新事業開発、マーケティングに精通するものとし、神戸市と協力しながら運営を行う。
- ・また、受託者は本事業を実施するにあたり、十分に業務内容を実施できる体制を整えるとともに、コンプライアンスや情報管理を的確に行うこと。
- ・運営事務局間の情報共有については、定期的なミーティングの開催やツール使用により適宜実施すること。

①行政課題解決コース

(1) 課題を解決するスタートアップの募集、選考・決定

- ・神戸市で選定した課題について、課題公開・スタートアップ募集に向けて、エントリーシート、募集要項や、各部署の原稿作成（写真撮影含む）のサポートをすること。また各種イベントやGoogle等検索エンジンやFacebook等SNSでのWEB広告などを活用した情報発信をすること。 ((14)効果的な広報の実施に含む)
- ・解決しうるスタートアップの応募候補者をリストアップすること。また、候補者に対しては、事前説明会を開催すること。（個別説明やWeb会議システムを使用したリモートでの実施も可能）
- ・応募企業について、書類および面談による選考・担当部署の面談による選考を支援すること。部署による面談開催時においては、最終候補者と部署の両者が、相互に課題についての理解を深められるよう、適宜アドバイスを行うなど工夫すること。
- ・課題ごとに、最終候補者から協働作業を行うスタートアップを1社選定する。ただし、すべての課題に対しスタートアップを選定するわけではなく、最大で6課題の選定とする。選定後は全ての応募者への選考結果の通知をすること。

(2) 市とスタートアップによる実証実験の実施

- ・上記(1)で選定したスタートアップと担当部署の間に立ち、主にスタートアップの考えるビジネスプラン・テクノロジーを、専門知識を持たない部署に対して理解できるよう説明するなど、協働がうまく行われるようファシリテートを行うこと。
- ・また、実証実験実施にあたっては、SNSや各種メディアの活用を検討し、必要な効果的な情報発信を実施すること。 ((14)効果的な広報の実施に含む)
- ・なお、実証実験実施にあたっては、委託者である神戸市と調整しながら実施すること。

(3) 中間報告書の提出・事業の振り返り

- ・報告書の提出 ((2)で実施する実証実験が終了次第、速やかに提出。様式不問。電子データで提出。)
- ・実証に関する振り返りを運営事務局で実施し、改善点を提案すること。

②新規事業開発コース

(4) 参加企業募集

- ・参加対象企業は、新規事業開発や、既存事業の高度化又は新市場への展開等に意欲を有する者とする。
- ・多くの市内企業（企業規模・業種問わず、30社60名程度）が参加できるよう、Google等検索エンジンやFacebook等SNSでのWEB広告などを活用した広報展開を実施すること。 ((14)効果的な広報の実施に含む)

(5) 新事業開発に関するセミナー、ワークショップ等の実施

- ・神戸市内企業・スタートアップ等が新事業開発に取り組むにあたって、段階的に必要なスキルを習得できるセミナー、ワークショップ等を実施する。（計6～8回程度）
- ・セミナー、ワークショップの内容は、参加者が主体的に取り組むことができるものとし、受託者は参加者の進捗管理ができるようツール等を整備すること。
- ・受託者は参加企業からの相談に対応できるよう体制を整備すること。なお、相談対応者は新事業開発に精通するものとする（プロジェクトマネージャーが兼任可能）。また、相談内容によって、適切なアドバイザーに繋ぐこと。
- ・受託者は参加企業同士の関係性構築、相互交流を促進すること。

③AI特化型支援コース

(6) 参加者の募集・選定

- ・全国から参加者を募集する。なお、対象者は、AIを活用した事業アイデアを有する起業前～創業直後の個人・法人で将来的に神戸市内に拠点を有する意思のある者とする。
- ・参加者募集にあたり、エントリーシートや募集要項、Q&Aを作成し、Google等検索エンジンやFacebook等SNSでのWEB広告を実施すること（(14)効果的な広報の実施に含む）。また応募に向けて事前説明会を開催すること。（個別説明やWeb会議システムを使用したリモートでの実施も可能）
- ・応募者の中から審査会を実施し、支援対象となる者を最大8社選定する。選定後は全ての応募者への選考結果の通知をすること。
- ・審査会実施にあたり審査項目や審査基準の設定、審査員候補者のリストアップ、審査会開催にあたる準備・当日運営などを行うこと。なお、審査員については神戸市との協議の上、決定すること。

(7) 個別プロジェクトの管理・伴走支援の実施

- ・(6)により選定した者（以下、「採択者」という）について、採択者ごとの支援スケジュールについて管理し、神戸市へ定期的にプロジェクトの進捗報告をすること。
- ・また、進捗に応じた必要な支援の実施や、採択者からの個別相談に対応すること。

(8) プロダクト開発支援の実施

- ・採択者に対し、開発要件に関する協議や、開発リソースの提供及び国内外の市場情報や他社サービス事例の提供など、プロダクト開発に必要な設計支援や開発支援等を行うこと。
- ・また神戸市と連携し、採択者に対して必要に応じてMicrosoft AI Co-Innovation Lab等の活用支援を実施すること。

②③コース共通

(9) 審査・評価の実施

- ・②新規事業開発コース及び③AI特化型支援コースの参加者が考えたプロジェクト案について、審査・評価できるような仕組みを構築すること。なお、実施にあたっては、参加者が作成したプロジェクト案をもとに、運営事務局内で事前審査を行うことも可能とする。
- ・審査にあたっては、新事業開発、AI等に精通している審査員を複数配置すること。また単なる審査・評価のみではなく、実証実験など次のステップに繋げられるアドバイス等を行うこと。
- ・審査・評価の実施の結果、一定評価以上を得られたプロジェクト案や今後の事業化が見込まれるプロジェク

ト案については、④バリューアップコースに繋げ、フォローを実施すること。なお、②新規事業開発コース参加者については、③AI特化型支援コースに繋げることも可能とする。

④バリューアップコース

(10) 参加対象企業の募集

- ・対象者は、新規事業（又は既存事業の高度化）に関する具体的なビジネスアイデアを有している神戸市企業とする。なお、具体的には顧客ニーズ・提供価値等に関する仮説を設定し、検証を行うフェーズにあり、実証実験等を通じて事業化に向けた検証・改善に主体的に取り組む意欲を有する者とする。
- ・②新規事業開発コース参加者以外の市内企業も参加できるよう、神戸市内企業への積極的な声掛け含め、広報を行うこと。

(11) フォローアッププログラム運営

- ・受託者は、参加企業が有するビジネスアイデアについて、仮説検証及び実証実験（PoC）を通じた事業化の加速を目的としたプログラムを企画・運営すること。

＜実施内容例＞

- 参加企業が設定した顧客課題、提供価値、ビジネスモデル等に関する仮説の整理、検証計画の策定支援
- 実証実験（PoC）の設計、実施及び検証に関する伴走支援
- 実証フィールドの検討、関係者との調整、外部パートナー等とのマッチング支援、
- 実証結果を踏まえた事業内容の改善、次フェーズ（事業化・スケール等）に向けた助言 など
- ・受託者は事業開発や実証支援に知見を有する人材（プロジェクトマネージャーが兼任可能）を配置し、参加企業ごとの進捗管理・課題整理を行い、神戸市に進捗を報告すること。

(12) 中間報告書の提出・事業の振り返り

- ・報告書の提出（(11)で実施する実証実験が終了次第、速やかに提出。様式不問。電子データで提出。）
- ・実証に関する振り返りを運営事務局で実施し、改善点を提案すること。

⑥その他

(13) 事業の振り返り（対象事業①～④）

- ・事業総括報告書の提出（令和9年3月31日締め切り、様式不問。電子データで提出すること。）
- ・本事業に関する振り返りを運営事務局で実施し、来年度事業に向けた改善点を提案すること。

(14) 効果的な広報の実施（対象事業①②③）

- ・各事業において、以下のとおり広報を実施すること。

①行政課題解決コース

(1) 課題を解決するスタートアップの募集

課題公開・スタートアップ募集のページ作成・掲載、ターゲット広告

(2) 市とスタートアップによる実証実験の実施

実証実験実施にあたり、SNSや各種メディアなどによる情報発信の実施

②新規事業開発コース

(4) 参加企業募集

参加企業募集のページ作成・掲載、ターゲット広告

③AI特化型支援コース

(6) 参加者の募集・選定

参加者募集のページ作成・掲載、ターゲット広告

(15) その他これに付随する業務（都度進捗状況を共有するとともに必要に応じて協議を行うこと。）

5. その他留意点

- ・事業の進行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。
- ・受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ・この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に神戸市の承認を得て再委託することができる。
- ・この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利については、協議の上決定する。
- ・受託者は、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。この場合、個人情報取得の際に、第三者提供の旨を必ず明記すること。
- ・「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者が協議して定めるものとする。

6. 成果物納品場所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館7階

神戸市経済観光局新産業創造課

電子メールアドレス shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp